平成２６年（フ）第１１３号
愛知県知立市宝２丁目６番地14　ハーモニータカラ206号、前住所愛知県西尾市市子町酒屋乾地68番地２
債務者　榊原　正博
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
沖縄県島尻郡南風原町字大名126番地　サンハイツ光507
債務者　金城　千秋
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１４３号
沖縄県那覇市壺川３丁目２番地４　壺川市営住宅３―1009
債務者　池原　信子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２７号
山形県米沢市東大通２丁目６番７号
債務者　田上　裕樹
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第４２７号
埼玉県鴻巣市雷電１丁目１番24―103号バーデンライク鴻巣、旧住所埼玉県鴻巣市雷電１丁目２番28号
債務者　清水奈穂美
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５１号
さいたま市中央区本町東７丁目８番３―306号
債務者　齋藤　志薫
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１０号
埼玉県桶川市若宮２丁目５番14号
債務者　永井　四郎
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１１号
埼玉県桶川市若宮２丁目５番14号
債務者　永井　榮子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１７号
埼玉県北本市栄７番地　３―９―401
債務者　吉武美由紀
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２０号
さいたま市緑区道祖土３丁目５番20号　野島ハイツ401、旧住所さいたま市緑区東浦和９丁目５番地２　オークハウス305
債務者　佐藤　　勲
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２１号
さいたま市緑区道祖土３丁目５番20号　野島ハイツ401、旧住所さいたま市緑区東浦和９丁目５番地２　オークハウス305
債務者　杉田美由起
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２６号
埼玉県新座市東３丁目３番32号　志木グリーンハイツ101号室
債務者　三浦　　哲
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
埼玉県草加市手代町1024番地　アミティ草加305号
債務者　新山　雄太
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
千葉県大網白里市南今泉4674番地１
債務者　大和田惠子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第７８号
静岡県富士市松岡1539番地の４　コンフォール松岡301号、前住所静岡県富士市本市場270番地　王子製紙本市場社宅Ａ―106号
債務者　井出　克己
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第７９号
静岡県富士市松岡1539番地の４　コンフォール松岡301号、前住所静岡県富士市本市場270番地　王子製紙本市場社宅Ａ―106号
債務者　井出香代子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
静岡地方裁判所富士支部